

みちのく環境だより

環境省東北地方環境事務所 <http://tohoku.env.go.jp>



「三陸の朝日」

年頭所感

【東北地方環境事務所長 鳥居敏男】

平成23年が終わり、新しい年の幕が開きました。1000年に一度といわれる規模の津波とそれに伴う原発事故は、我々に前例やマニュアルの無い対応を余儀なくし、試行錯誤が今も続いています。今年はいったいどのような年になるのか、一歩でも二歩でも復興に向け、迅速かつ着実に前へ進んで行かなければならないと考えております。

しかし、課題は山積しています。「東日本大震災に伴い発生した原子力発電所の事故に起因する放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」が本年1月1日から施行されました。汚染の度合いが高い地域の除染や汚染された廃棄物の処理に関する国（環境省）の責任が明確に位置づけられ、この仕組みを的確に進めるため、1月4日には福島市内に「福島環境再生事務所」が69名の体制で発足しました。さらに本年4月には福島県内に複数設けられる支所を加え、総勢200名を超える体制に拡充する予定です。福島県のみならずそれ以外の地域における除染や汚染された廃棄物の処理は、震災からの復興に不可欠であり、迅速な対応が求められています。このことを肝に銘じて事に当たりたいと思います。

また、津波による災害廃棄物については、発生量が岩手県内で約11年分、宮城県内で約19年分と膨大であることから、被災自治体だけで処理することは困難な状況であり、広域処理の推進が不可欠です。ここにも放射性物質に対する不安が影を落としていますが、広域処理をお願いする災害廃棄物は、放射性物質が不検出またはきわめて低く、安全性が確認されたもののみです。受け入れていただける自治体の輪が少しずつ広がりを見せ始めています。引き続き広域処理の推進に向か、関係機関との調整、関係者への説明を進めてまいります。

さらに、震災からの復興に自然公園や長距離自然歩道をどう活かすのか、生物多様性の保全と持続可能な利用をどのように織り込んでいくのか、こういった課題に対する基本的なビジョンも、中央環境審議会での議論を経て、年度内にまとまる見込みです。昨年12月に関係自治体や地元団体との意見交換を行いましたが、津波の被害を受けた沿岸の地域は広範囲に及び、三陸復興国立公園（仮称）に対する受けとめ方は、地域によって違いがあります。これまでの国立公園にどのような視点が加わり、それが復興にどう結びつくのかといった点に関し、引き続き地元への説明を行っていく必要があると考えております。

以上のような課題に取り組んでいくためには、地域の方々、関係機関や団体のご理解とご協力が不可欠です。職員一同、精一杯努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【開催報告】「生物多様性地方座談会 in 仙台」

【野生生物課】

平成23年11月13日(日)、仙台市内の仙台国際センターにおいて、東北地方環境事務所主催による「生物多様性地方座談会 in 仙台」が約120名の参加によって開催されました。

この座談会は、「生物多様性国家戦略」の改定を平成24年度に控え、策定プロセスへの多様な主体の参画を促進するため、全国8ブロックで開催されたもののひとつです。

仙台の座談会では、我が国の生物多様性の現状や保全の取組等について情報を共有とともに、東日本大震災を踏まえて、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む東北地方の多様な関係者による意見交換を行いました。

開催にあたり、主催者からの挨拶を兼ねて鳥居所長より「生物多様性を取り巻く昨今の状況について」説明の後、次の方々から話題提供がありました。

・東北大学教授 中静 透 氏

「生物多様性の持続可能な利用と震災復興」



・NPO法人森は海の恋人 副理事長 畠山 信 氏 仙台国際センターでの座談会の様子

「東日本大震災後の海の様子」

・株式会社ホテル佐勘 社長室長 佐々木 圭 氏

「ホテル佐勘の環境への取組について」～エコチャレンジ！ゼロからの出発～

・宮城県生活協同組合連合会 会長理事 斎藤 昭子 氏

「私たちのくらしと『生物多様性』を考える」～協同組合の取組～

続いて、話題提供者に萱場仙台市環境局長及び鳥居所長を交えて「生物多様性を地域活動にどう活かすか」をテーマに意見交換が行われました。

パネリストからの主な意見は次のとおりでした。

- 震災復興に生物多様性の視点を活かしていくには、震災によって新たに出来た地形を教育に活用することが考えられる。また、供給サービスとしての食の安全性の面から、海や陸の状況をモニタリングして把握することとそれを発信していくことが重要。
- 震災復興の際に防災面だけを優先して生物の生息地を無くさないように、国で議論して生物多様性の視点を含めていくことが必要。安全を確保出来るなら、かつての良い風景や自然を残していく人は多い。
- 生物多様性の主流化が重要であり、そのためには身近なところから自然に親しんでいくための取り組みを行っていく必要がある。「保全」だけではなく「持続可能な利用」が大きな目標であることをもっと伝えていく必要がある。
- トップダウンだけではなくボトムアップで市民が活動を進めていくために、市民と行政が一緒に議論する場を作っていくのが良い。

また、参加者から寄せられた多数のアンケートには、行政に対する厳しい意見もありましたが、行政に期待する意見も寄せられました。

以下にアンケートの一部を紹介いたします。

- 震災後の復旧・復興を進めるにあたり、現状の変化を捉える大切さを理解できた。国は情報と予算、自治体は調整と説得、住民は意見出しと受け入れでより良い東北の発展が図れることを期待する。
- 生物多様性という言葉を知らない人が多い現状が深刻。今回のシンポジウムは有意義だったが、集まった人は関心の高いごく一部の人。一般の人の理解を深めることが必要。
- 生物多様性という言葉がずいぶん浸透した。事業実施前の調査は必要だが、実施後のモニタリングを義務化するようなアセス法の改正を環境省にお願いする。
- 生物多様性の保全は、研究者、漁師、観光業者、生協、行政それぞれができる取り組みを主体的に行っていくことが話題提供等を通じ重要であると感じた。
- 震災後の3県の沿岸部は戻らないか、元に戻るには相当の年月がかかると思ったが、話題提供から調査で魚が育っていることを聞いてほっとした。がれきは沿岸部に山を作る、道路、防潮堤に使えないか。
- 「生物多様性」最近よく耳にするが、意味するところがよく分かっていませんでした。今日の座談会に参加し、ようやく見えてきました。専門の方だけではなく、一般市民に分かりやすい説明が良かったと思う。等々。

それぞれの立場での話題提供や意見交換、そして、フロアを交えての活発なやりとりもありました。生物多様性と震災復興の両立は難しい課題ではありますが、改めて生物多様性を考える大変、有意義な座談会となりました。



意見交換の様子

災害廃棄物の広域処理の推進について

【廃棄物・リサイクル対策課】

東日本大震災では、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生しており、岩手県では1年で排出される一般廃棄物の量と比較すると約11年分、宮城県では約19年分となっています。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、できる限り速やかに処理を進めなければなりません。また、災害廃棄物の仮置場への搬入が進む中、災害廃棄物の仮置場における火災がしばしば発生しており、被災地にとって重大な懸案となっていることからも、早急に処理を進める必要があります。しかしながら、被災地では処理能力が大幅に不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理の推進が不可欠です。

災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方については、環境省の災害廃棄物安全評価検討会における専門家の検討を経て、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」（8月11日策定、10月11日、11月18日、1月11日一部改定）を策定するとともに、そのQ&Aや説明資料の作成、一般の方にわかりやすく説明するためのパンフレットの作成、地方公共団体の説明会への職員派遣等の対応を行ってきています。これまでの取組により、山形県、東京都などで災害廃棄物の処理を行っていただいております。

環境省では、引き続き、ガイドライン、Q&A等の充実など広報に努めるとともに、地方公共団体の説明会等への協力、また、広域処理のマッチングの手続を進めるため環境省本省と東北地方環境事務所が緊密に連携し、地方公共団体間の仲立ちなどに取り組んでまいります。

東北の1日も早い復興のために、全国の地方公共団体と住民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

広域処理についての詳細な情報は、「広域処理情報サイト（環境省ホームページ）
(<http://koukishori.env.go.jp/>)」を御参照ください。



平成23年11月18日 広域処理について地方公共団体の理解を深めるために環境省
が岩手県宮古市で開催した「災害廃棄物の広域処理に係る現地意見交換会」の模様

東北環境パートナーシップオフィス（EPO東北）事業について

【環境対策課】

東北環境パートナーシップオフィス（EPO東北：<http://www.epo-tohoku.jp/>）は、平成16年7月に学識経験者、環境関係団体等の関係者で構成する「東北EPO設置運営検討会」を設けて運営方法等が検討され、取りまとめられた「東北環境パートナーシップオフィス設置運営検討業務報告書」に基づいて平成18年7月に開設されたもので、運営請負団体と東北地方環境事務所が協働で運営しています。

EPO事業は、現在2期目（H22年度～H24年度）に入っていますが、期中に東日本大震災の発生を受けたことから、事業計画の見直しを行っています。

具体的には、EPO東北の事業の三つの柱（①環境パートナーシップの推進、②情報の受発信、③環境政策づくり）を堅持した上で、東日本大震災からの復旧・復興過程において、EPO事業で取り組むべき課題を掘り起こすとともに、環境パートナーシップを推進するため、環境保全団体等における被災状況や支援活動等の情報収集を行い、その結果をホームページ等から積極的に発信することとしました。

参考 : EPO東北ホームページ

「3.11あの時—東日本大震災3月11日14時46分からの物語」

<http://www.epo-tohoku.jp/3.11/index.html>

このほか、「大震災に関連した情報」として、被災地支援に関する情報、被災地の状況を収めた写真や震災復興関連イベントの情報など、スタッフが直接足を運んで集めた情報を多数掲載していますので、ご覧ください。

参考 : EPO東北ホームページ

「被災地支援に関する情報」、「EPO東北スタッフによる現地レポート」

<http://www.epo-tohoku.jp/NEWS/eponews/index.html#shienn>



EPO東北（ミーティングルーム：貸出可）

地域での意見交換会を行いました ～三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方～

【国立公園・保全整備課】

昨年12月、三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方に関して、地域の意見を聴く意見交換会を行いました。意見交換会は、田野畠村、気仙沼市、仙台市の3会場で行い、東日本大震災により被害を受けた三陸沿岸から仙台湾沿岸の市町村及び県の担当者、地域の観光振興や自然保護を担う団体など、計75名の方々にご参加いただきました。

各会場では、環境省から、取組の方向性として、国立公園の再編成（三陸復興国立公園（仮称））や長距離自然歩道の設定、利用施設の整備、エコツーリズムの推進などについて、概要やスケジュールを説明した後、意見交換を行いました。

国立公園の再編成に関しては、既存の陸中海岸国立公園の地域だけではなく、津波被害が大きい仙台湾沿岸への支援を期待する意見があった一方で、国立公園の拡張によって各地域の独自性が分かりづらくなる可能性を懸念する意見もありました。また、国立公園に指定された場合のメリット・デメリットや国立公園の名称等について活発な意見交換が行われました。

利用施設の整備に関しては、歩道や公衆トイレ等の整備要望や、宿泊・飲食等の他の施設との連携が必要という意見、長距離自然歩道には休憩施設等の関連施設の整備や歩道周辺の環境の再生を求める意見などがありました。

このほか、エコツーリズムの推進については、雇用促進としての効果を期待する意見、人材育成の必要性、観光船・シーカヤックなど海域を利用した観光の推進を求める意見がありました。また、地域の人々が三陸地域の自然を理解する機会をつくり、地域の誇りや認識を育てることが必要といった意見もありました。

環境省では、いただいたご意見と、現在中央環境審議会で進めている検討を基に、今年度末までにビジョンをとりまとめる予定です。今後も、ビジョンの策定や各取組の実施にあたって、関係地域のみなさまとの意見交換を重ねていきたいと考えています。



気仙沼会場での意見交換会

福島の環境再生に向け、福島環境再生事務所始動！

【福島環境再生事務所】

昨年3月11日の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染から、福島の環境再生に取り組む拠点として、本年1月4日に環境省福島環境再生事務所が発足しました。

これまで、国として、震災がれきの処理に加え、市町村の除染計画の策定への助言、除染モデル事業の実施、直轄除染に向けた準備等、放射能に汚染された地域をどのように除染し再生していくのか、どのような方法が有効なのか探しながら進めて参りました。

平成24年1月1日に放射性物質汚染対処特措法が全面施行されたことに伴い、正式に事務所が福島市内に発足し、これまで以上に、国が直轄で行う除染のみならず各市町村の除染が進められるよう継続した努力を行っていきたいと考えております。

福島環境再生事務所の所在地は以下のとおりです。

名称：環境省 東北地方環境事務所 福島環境再生事務所

所在地：福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロントビル7階



事務所看板設置(1月4日)



執務室

なお、一般からの問い合わせに対応するため、お問い合わせ窓口も開設しておりますのでご利用ください。

お問い合わせ窓口

電話番号：0242-85-8777

受付時間：8時30分～17時15分(土日祝日も対応)

環境省 放射性物質による環境汚染情報サイト → <http://iosen.env.go.jp>

また、1月21日(土)には細野環境大臣も出席し「福島環境再生事務所開所記念式」と開所記念のシンポジウムを開催します。

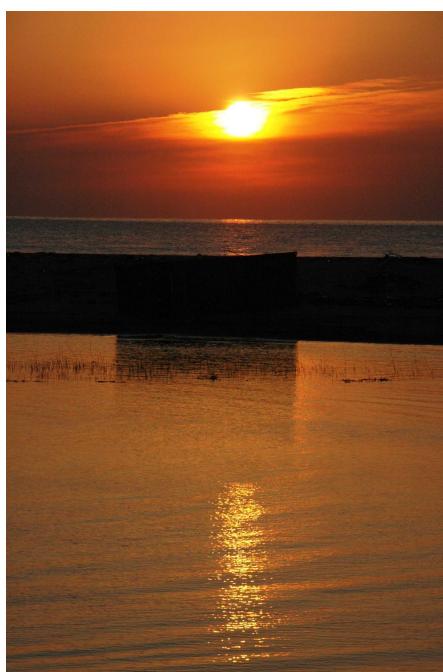
詳しくは、以下の環境省ホームページをご覧ください。

「福島環境再生事務所開所記念式」等について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14697>

東北地方環境事務所の行事予定(平成24年1月～平成24年3月)					
月日	時 間	行 事 内 容 等		場 所 等	担 当 課 等
1.22	9:30～15:00	岩手山麓に伝わる手作り体験	自然素材の「稻わら」を使った「わらぞうり」作り	網張ビジターセンター	盛岡自然保護官事務所(田村)
1.23	13:30～16:30	EPO東北菜の花交流会	東北地区内の「菜の花プロジェクト」等関係団体の連携を探ります。	EPO東北	EPO東北(井上)環対課(白迫)
1.28	13:30～16:30	ESD推進セミナーinあおもり	青森県の高校生による環境への取り組み発表やNPO法人 森は海の恋人 副理事長 畠山信さんの講演を受けて、ESDについて学び合います。	ねぶたの家 ワ・ラッセ 1F 交流学習室	EPO東北(井上)環対課(白迫)
2. 8	13:00～17:00	再生可能エネルギー交流会	再生可能エネルギーに取り組む団体等による事例発表や意見交換を通して、持続可能なエネルギー利活用等について学び合います。	EPO東北	EPO東北(井上)環対課(白迫)
2.11	10:00～14:30	網張の森雪上自然観察会	スノーシューを履いて厳冬期の網張の森の様子を観察	網張ビジターセンター	盛岡自然保護官事務所(田村)
2.12	9:50～14:00	冬の十和田湖ぐるっと！船上観察会	雪と氷に彩られた墨絵のような湖を遊覧船で4時間のクルージングです。写真撮影にも最適です。	十和田ビジターセンター	十和田自然保護官事務所(舟橋)
2.16	午前中を予定	スノーシューハイキング	スノーシューをはいて雪山散策	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)
2.17	9:30～14:00	スノーシューウォーク第1弾※十和田湖西岸	十和田湖西岸の銀山から鉛山まで歩き、雪の造形や冬芽、動物の足跡などを観察します。	十和田ビジターセンター	十和田自然保護官事務所(舟橋)
2.19	9:00～12:00	野鳥観察会「ガン達の北帰行を見送ろう」	まもなく北へ帰るガン・カモ類、ハクチョウなどを観察します。	大潟村干拓博物館	秋田自然保護官事務所(畠山)
2.25	9:40～14:30	相の沢～春子谷地展望台スノーシューツアー	相の沢から春子谷地展望台までスノーシューを履いて散策する雪上ツアーハイキング	相の沢登山口(駐車場)	盛岡自然保護官事務所(田村)
3. 9	9:30～15:00	スノーシューウォーク第2弾※赤沼	薦トンネル入り口から結氷した赤沼を渡り薦温泉まで歩き雪の造形や動物の足跡などを観察します。	薦温泉駐車場	十和田自然保護官事務所(舟橋)
3.10	8:30～14:30	鎌倉森ブナ林～網張温泉雪上探勝会	スノーシューを履いて網張温泉から鎌倉森にかけて自然観察	網張ビジターセンター	盛岡自然保護官事務所(田村)
3.18	午前中を予定	スノーシューハイキング	スノーシューをはいて雪山散策	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)
3.18	8:30～16:30	白神山地早春の雪上トレッキング	藤里町水無沼周辺をかんじき・スノーシューなどを履いて散策し、早春のブナ林を観察する。	白神山地世界遺産センター(藤里館)	藤里自然保護官事務所(小松)
4. 1	未定	平成24年度オーブン	花の苗プレゼント	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)
4. 7	9:00～14:30	残雪の鎌倉森探勝観察会(山頂往復)	スノーシューを履いて、鎌倉森(VC直上の山)まで往復しながら、春を迎えつつある自然の様子を観察	網張ビジターセンター	盛岡自然保護官事務所(田村)

月日	時 間	行 事 内 容 等		場 所 等	担 当 課 等
4. 8	8:30～15:00	スノーシューウォーク第3弾※横岳	登山道がなく積雪期でないと行けない横岳を沖揚平から登山。櫛ヶ峰や北八甲田山の眺望が楽しみです。	酸ヶ湯公共駐車場	十和田自然保護官事務所(舟橋)
4. 8	午前中を予定	春を告げる観察会	春を告げる動植物の観察会	大山上池	羽黒自然保護官事務所(坂本)
4.14	午前中を予定	春を探そうバードウォッチング	春を告げる動植物を探す観察会	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)
4.15	午前中を予定	新緑観察会	木々の新芽の観察会	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)
4.20	9:00～12:00	奥入瀬渓流クリーンハイキング！	石ヶ戸から子の口まで散策しながら、水門開放前で水量の少ない渓流両岸のゴミを回収、清掃します。	石ヶ戸休憩所	十和田自然保護官事務所(舟橋)
4.21	10:00～14:30	早春の網張の森自然観察会	春を迎えた残雪の網張の森の自然の様子を観察	網張ビジターセンター	盛岡自然保護官事務所(田村)
4.22	午前中を予定	桜の観察会	残雪と新緑の中に咲く桜の観察会	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)
4.28	8:00～15:30	スノーシューウォーク第4弾※乗鞍岳	猿倉温泉から乗鞍岳まで登山します。どこでも自由に歩ける堅雪の春山と八甲田の眺望を満喫します。	鳶温泉駐車場	十和田自然保護官事務所(舟橋)
4.28 4.29 4.30	午前中予定	遊歩道観察会(名前を募集)	25周年記念 遊歩道の名前を募集するこのイベントの参加者のみ応募できる	月山ビジターセンター	羽黒自然保護官事務所(坂本)



蒲生海岸の日の出

環境省東北地方環境事務所

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-2-23

第2合同庁舎 6階

電 話 : 022(722)2870 (代表)

FAX : 022(722)2872

ご意見や情報は下記まで

○リサイクル・廃棄物・地球温暖化等に関するこ

電子メール : REO-TOHOKU@env.go.jp

○国立公園・エコツーリズム・野生生物・外来生物等に関するこ

電子メール : TOHOKU@env.go.jp

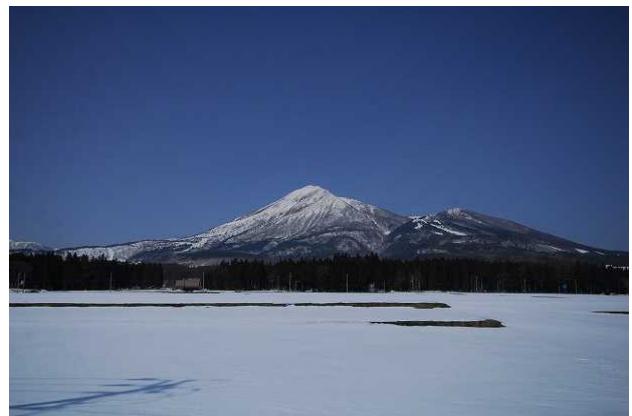
写真コーナー

十和田八幡平国立公園



オオハクチョウ

磐梯朝日国立公園



磐梯山

陸中海岸国立公園



オオワシ1



オオワシ2

仙台海浜鳥獣保護区



コクガン



井戸浦ハマシギの水浴び